

佐賀地裁の判決を受け入れ、控訴しないで下さい

～ 一刻も早くゲートを開放してください ～

2008年6月27日

要 請 書

農林水産大臣 若林正俊様

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

本日（27日）の佐賀地裁の判決の報に接し、いてもたってもいられない気持ちでいます。

1997年4月14日、諫早湾干拓事業における潮受け堤防の「ギロチン」を、強い衝撃と深い哀しみをもって受けとめました。すでに長良川河口堰が「本格運用」され、長良川の環境は目に見えて悪化していました。木曾川水系（木曾三川）流域住民として、これ以上、河川環境の悪化（このことは海を殺すことに直結する）を看過することはできません。

私たちが、揖斐川最上流部の6億6000万立方メートルの貯水量をもつ徳山ダム（何の「御利益」もない！）建設中止を求めて活動を開始して、一年半経ったときのことで、

今年の5月5日に徳山ダムも「本格運用」となり、揖斐川が、そして伊勢湾が、今よりもっと酷いことになっていきます。あまつさえ、長良川に徳山ダムの水を流すなどという「正気の沙汰とは思えない」計画まで強行されようとしています。生物多様性COP10開催が決まった名古屋にも深い関係のある木曾川水系で、です。

山（森）-川-海は繋がっています。分断すれば、流域の豊かな生態系が壊れるだけでなく、海が死んでいきます。海を「ギロチン遮断」すれば、豊かな漁場が消失してしまうことは、誰でもわかる道理です。特に諫早湾-有明海の海のあり方からすれば、その影響は計り知れないほどの大きさであることは、素人目にも明らかです。「因果関係はない」と本気で主張されるなら、きちんと調査を行い、「因果関係がない」ことを証明してみてください（証明できないと思いますが）。「立証妨害」とまで裁判所に断罪された頑なな姿勢を改めて下さい。

報道では以下のようなようです。

判決理由で神山隆一裁判長は「有明海の漁業被害と堤防閉め切りの因果関係はデータは不足しており認めるのは困難だが、諫早湾内とその近くの漁場については相当程度の立証がされている」と認定。「中・長期の開門調査に国が応じないのは、原告が主張する被害の立証を妨害するものと言わざるをえない」と厳しく非難した。（共同通信）

水産業にも責任をもつ農水省です。裁判所も認めた漁民の願いを聴いて下さい。控訴することで開門を遅らせないで下さい。窒息しつつある諫早湾は、一刻も早くもとに戻さなければ、本当に死んでしまいます（不可逆的なダメージとなってしまう）。かけがえのない海を、自然を、自然の恵みとともにある文化を、理屈にもならない理屈で奪う権利は、誰にもありません。

判決で農水省に対して「準備に必要な3年間は開門を猶予を与えた」とはいえ、準備を早く進め、早く開門することを否定しているものではありません。

農林水産大臣として、控訴しない、という英断をして下さい。

一刻も早い開門を実現して下さい。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119